

## 扶桑商工通信

令和4年4月号

発行 扶桑町商工会

## コロナウィルス対策まとめ

## 事業復活支援金【個人・法人向け】

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、2022年3月までの見通しを立てられるよう、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付する制度です。

【対象者】左記のどちらにも当てはまる事業者

① 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受けている

② ①の影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準期間の同月と比べて50%以上または30%以上50%未満減少している

【申請期限】令和4年5月31日  
事業復活支援金サイト

<https://jigyuu-fukukatsu.go.jp/>

※申請を希望の方は必ず支援サイトから申請

要領を「一読の上」予約を取りください。

## 事業再構築補助金【個人・法人向け】

【通常枠】新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援します。

【大規模賃金引上枠】多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組みとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等の事業再構築を支援。

【回復・再生応援枠】新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組み中小企業等の事業再構築を支援。

【最低賃金枠】最低賃金の影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築支援。

【グリーン成長枠】研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題解決に資する取組を行う中小企業等の事業再構築を支援

【対象者】中小企業、中堅企業、小規模事業者等

【主な申請要件】①売上が減っていること

②事業再構築に取り組むこと

③認定経営革新支援機関と事業計画を策定

【申請期限】令和4年6月30日（第6回）

事業再構築補助金サイト

<https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/>

## ものづくり補助金【主に法人向け】

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組み事業者に対して、通常枠とは別に、【回復型賃上げ・雇用拡大枠】【デジタル枠】【グリーン枠】を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。

【基本要件】左記を満たす3～5年の事業計画

・付加価値額 +3%以上/年

・給与支給総額 +1.5%以上/年

・事業場内最低賃金が地域別最低賃金よりも30円以上上回っていること

※【回復型賃上げ・雇用拡大枠】【デジタル枠】

【グリーン枠】については基本要件に加えて、別途要件があります。

【申請期限】令和4年5月11日（第10次）

ものづくり補助金公式サイト

<https://portal.monodukuri-hojio.jp/index.html>

**持続化補助金（一般型）【小規模事業者向け】**

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

【通常枠】補助率2/3（上限50万円）

【賃金引上げ枠】補助率2/3（上限200万円）

補助事業実施期間内に地域別最低賃金より30円以上とした事業者

【卒業枠】補助率2/3（上限200万円）

従業員を増やし、事業規模を拡大する事業者

【後継者支援枠】補助率2/3（上限200万円）

「アトツギ甲子園」のファイナリスト

【創業枠】補助率2/3（上限200万円）

3年以内に特定創業支援の認定を受けた事業者

【インボイス枠】補助率2/3（上限100万円）

免税事業者で「適格請求書発行事業者」に登録

【補助対象経費】①機械装置等費、②広報費、③

ウェブサイト関連費、④展示会出展費、⑤旅費、

⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、

⑩設備処分費、⑪委託・外注費

【申請期限】令和4年6月3日（第8回）

愛知県商工会連合会ホームページ

<https://www.aichipfsci.jp/>

**補助金申請をお考えの方へ**

**STEP ①**

申請しようとする補助金の公式サイトから公募要領をダウンロードし、必ず目を通して下さい

※公募要領を読まずに申請される方の採択率は極端に低いです！

**STEP ②**

自社の経営の現状分析をおこない、それを2〜3ページ程度にまとめて下さい

**STEP ③**

新たに取組む事業の事業計画（3〜5ページ程度）を策定して下さい

**STEP ④**

現状分析（2〜3ページ程度）と事業計画（3〜5ページ）を商工会（[info@fusoci.jp](mailto:info@fusoci.jp)）に送った上で相談予約（0587-93-5111）をお取りください

☆扶桑町商工会の会員特典として、ご希望の方に扶桑町商工会までメールでご連絡いただければ、事務局特製補助金対策虎の巻（小規模事業者持続化補助金版）をお送りさせていただきます。

安心 安全 国がつくった **小規模企業共済**

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です！

